

監査委員公表第5号

令和5年3月31日

長崎県監査委員 下田 芳之
同 砺山 和仁
同 前田 哲也
同 中村 泰輔

長崎県監査基準の一部改正

長崎県監査基準（令和2年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる基準の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第2章 一般基準 (情報管理) 第10条 監査委員は、監査等を通じて入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。 2 監査委員は、監査等を通じて入手した個人情報について、 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u> 等に基づき適切に取り扱うものとする。	第2章 一般基準 (情報管理) 第10条 監査委員は、監査等を通じて入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。 2 監査委員は、監査等を通じて入手した個人情報について、 <u>長崎県個人情報保護条例（平成13年7月12日長崎県条例第38号）</u> 等に基づき適切に取り扱うものとする。

附 則

本基準は、令和5年4月1日から施行する。